議会運営委員会

平成25年9月19日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

 ②小野 隆雄
 ○木澤 正男
 宮崎 和彦

 小林 誠
 伴 吉晴
 嶋田 善行

 坂口 徹
 中西議長

2. 理事者出席者

総 務 部 長 乾 善亮

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 大塚 美季

4. 審查事項

別紙の通り

開会(午前9時00分)

署名委員 嶋田委員、坂口委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから 議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。 本日の会議録署名委員に、嶋田委員、坂口委員を指名いたします。

両委員には、よろしくお願いいたします。

本日の議事は、レジメに記載のとおりです。

まず初めに、付託議案であります、陳情第4号 道州制導入に反対する意見書についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。藤原議会事務局長。

議会事務 局長

それでは、陳情第4号 道州制導入に反対する意見書について、ご説明をさせていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

議会事務 局長

2枚目に要旨を添付しておりますけれども、要旨の朗読につきまして は省略をさせていただきます。

陳情の趣旨を簡単に申しあげますと、全国町村議会議長会では、これまで道州制に関して絶対に導入しないことを、議長全国大会や都道府県会長会において決定し、政府・国会に対して要請をされておりました。

しかしながら、与党の自由民主党・公明党においては、道州制の導入を目指す法案であります道州制推進基本法案を国会に提出する動きがあること、また、日本維新の会・みんなの党共同により、道州制への移行のための改革基本法案が本年6月に国会に提出され、現在、閉会中の審査とされております。

このようなことから、全国町村議会議長会としては、道州制導入を断固阻止するため、全ての町村が統一して足並みを揃え、政府・国会に対

して、道州制導入に反対する意見書の提出を依頼してこられたものでご ざいます。

以上、簡単ですが陳情第4号のご説明とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、委員皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。どうぞ、ご意見のある方はお願いいたします。 小林委員。

書を提出する必要はないのかなと思います。意見として言わせていただ

小林委員 道州制推進基本法案、これは基本的な方向と導入のための手順や手続きを定める内容ですので、また、ここにも書かれているように、国民との合意と協力がなければ到底実現できるものではないというふうにおっしゃっていますし、まず、道州制の全体像を国民に提示して、地方の意見も十分に踏まえて国民的な議論を開始する必要があるというふうに書いていますのでね、現時点で意見書を、こんなふうに断固反対する意見

委員長 他に。 伴委員。

きます。

伴委員 私は、やっぱりこの道州制というのがまだまだ見えてこない、全く具体的じゃない状況では、私、この意見書には、逆に賛成っていう立場で思っておりますんで、一応そういうことでございます。以上です。

委員長 他にございませんか。 木澤委員。

木澤委員 私もこの陳情読ませていただきましたけども、私自身、その道州制の 導入に反対しているというのと、やはり今、こういうふうに、全国町村 議会議長会なんかでも道州制への導入に、道州しないことということが 大きな大会でも決定されて、政府・国会に要請しているにもかかわらず、 そうした声をなおざりにしてですね、法案の審議を進めようとすること についても、その姿勢をやっぱり厳しく抗議をしておくべきかなという ふうにも思いますんで、私は、この陳情については、採択して意見書を あげていくべきだというふうに考えています。

委員長 他の委員は。 坂口委員。

坂口委員 私も、この道州制のあれについてはまだまだちょっと、時期的にもまだ、もっとこういろいろ検証してからでもという思いでおりますので、この意見書、採択するほうがいいのではないかという思いであります。

委員長 先日、皆さんのレターケースにも入っていたと思うんですが、議長からね、自由民主党道州制推進基本法案骨子案に対する論点メモについてということで、奈良県町村議会議長会より情報提供がありましたので、参考までに送付しますということで、この陳情についての参考ということで、奈良県町村議長会の、今、副会長でもあります、私どもの議長からの資料提供っていうんですか、情報提供がありましたが、議長のほうで何か意見がございましたら、お聞きしたいと思います。 どうぞ。

議長 この件につきましては、やっぱり全国の町村議会議長会として、国のほうにもこういう形で要望あげていただいております。先ほど、局長のほうからも説明ありましたとおり、できればやっぱり斑鳩町としても、こういう形で要望あげていただきたいというふうには、私としては、立場上、思っております。

委員長 他。 嶋田委員、どうですか。

嶋田委員 私も、採択し、意見書をあげていくべきだと思っております。

委員長 宮﨑委員は。

宮﨑委員同じく。

委員長

今、皆さんのご意見聞かせていただいて、それから議長のも参考意見として聞かせていただきました。その中で1名が意見書を提出するということに対しては少し考えてもいいのじゃないかなという意見なんですがね。どうでしょうかね。これは、この採択をするかしないかということを表決していってしまうのか、いや、まあ、そこで賛否をとって委員会としてまとめていくことがいいのか。まあ、議会運営委員会ですのでね、できるだけまとまった意見に持っていきたいなと、私自身は思っているんですがね。小林委員の意見をもう一度お願いしたいなと思いますねんけど。

小林委員

後日、道州制に対する論点メモというのもいただきましたけれども、 ここに自民党の考えが先にあって、それで全国市町村議会の論点のポイ ントとしていろいろ書いていただいておりますけれども、現時点ではで すね、やはり自民党の案自体もまだまだ案の状態ですし、そして全国市 町村議会のほうも、出た案に対してはこういう問題点があるよというふ うな提議はしていただいてますけれども、だからといって全国市町村議 会のほうも、対案というか具体的な将来像を示せないまま、お互いに否 定しあってる、今の状態なのかなと思ってますのでね。やはりこれから ここの、一番初めにいただいた道州制推進基本法案の骨子案のほうに書 いておられますようにですね、やっぱりこれを契機として、国民に提示 し、国民的議論を呼び起こすような状態にしていかないと、正直僕も、 反対されている方のおっしゃるように、国民は道州制を望んでいないと いうか、まだわかっていない状態だと思うんですね。そういう中で、い ろいろな議論がある中で、この内容を、この案件を細かく議論というか 討論していくにも、なかなかかみ合わないのかなというふうに、正直な 感想なんです。そういうところで今、議運としてですね、建設的にここ はこうかなというふうに積み上げていくというのはなかなかちょっと難 しいのかな。僕もはっきりと、これ、道州制、この案に対してですね、 賛成の部分もあるし反対の部分もある。そういう状態で、現時点で否定 することはないのかなということで意見書を提出することに反対なだけ ですので、だから、私も、反対の、この意見書を提出する方の意見も理

解できる立場っていう中で、そういう中でやっぱり建設的な議論、案を 出せるのかなっていうふうに疑問に思っておりますので。

委員長

今、陳情を受けての採決するかしないかということ、それでまあ表決とって、意見として取りまとめるということは1つのやり方なんですね。今の小林委員のご意見では、やはり道州制についても今後もう少し勉強してからでいいのじゃないかなと。だから、あえて、勉強する機会としての、反対をするということがちょっと抵抗があるという、そういう考え方ですよね。

どうしましょうかね。そしたらもう、 賛否両論やから討論してもらって ということで進めていきたいと思いますので。

この陳情第4号については、採択・不採択の両方のご意見があります。 よって、これより討論を行います。

初めに、陳情第4号を採択することに反対の方の意見を求めます。 小林委員。

小林委員

道州制導入に反対する意見書の提出に反対の立場から意見を申し述べ させていただきます。

道州制は、明治以来のこの国のフルモデルチェンジであり、賛否両論 があって当然だと考えております。

現状で示されている限り、この道州制構想では、自民党の提出されておられる道州制推進基本法案、この案というかキャッチフレーズには大変魅力的であるかもしれませんが、問題は、本当にこの道州制構想が豊かな自治を実現することができるのかにあり、何を実現するための制度なのか、今から、これから問うていかなければいけない今の段階で、今回の道州制導入に断固反対する意見書を提出することには反対させていただきます。

私の現時点での考えを述べさせていただきますと、広域連合というものについては、都道府県の上に広域行政を作ることなので反対であります。それならば、広域連携で十分だと考えています。今回のこの道州制の骨子案では、都道府県の廃止と書いていますので、都道府県を廃止し

てそれに代わる新しい広域自治体としての道州政府を作ると言われていますので、これからの時代の課題に、日本の未来を見据えた統治機構のスリム化によって、少しでも増税の回避する要素となってほしいとも願っています。

また、今の府県制度では、今はまだ大丈夫かもしれませんけれども、 やはり将来的には空洞化する府県制度となるっていうのは、やはり明ら かではないかなというふうな気がしています。やはり、将来の日本には より広域的な地域政策や戦略が必要であり、広域化時代への今からの議 論が必要であり、行財政を効率化し、簡素な統治機構へとしていかなけ ればいけないと考えています。

しかしながら、府県を廃止する道州制に伴って、再び市町村合併を行い、基礎自治体を20万から40万人に再編成するという案が取りざたされていますけれども、私は、平成の大合併を見る限りでは、それが適切だったとは思っていません。私個人の考えとしては、やっぱり大きくても10万人程度の規模が基礎自治体と言えるのではないかと考えています。やはりどんなに小さくても市町村があることがどれほど重要なことかは、私自身も理解していますし、今回の東日本大震災で、合併で消滅した旧市町村区域が求心力を失って復興の遅れに苦しんでいることは明らかであります。やはり地域によってはですね、府県機能を作り直した上で存続する選択肢を今後検討する必要がある、選択肢を考えてもいいのかなというふうにも考えています。

やはり、それらを踏まえて国民的議論を、今、確かに国民は望んでいないかもしれませんけれども、将来のことを考えてこういうふうに、将来のことを考えて自民党さんが、公明党さんが、みんなの党とか大阪維新も提出されましたけれども、やっぱり国民的議論を開始する契機となるようなことを願って、また、小さな市町村の声を聞き入れて、現場の意見もしっかりと見た上で、地に足が付いた議論を希望する立場から、やはり今回の道州制導入に断固反対する意見書を提出することには反対させていただきます。

委員長 ありがとうございました。

次に、陳情第4号を採択することに賛成の方の意見を求めます。 木澤委員。

木澤委員

それでは、陳情第4号 道州制導入に反対する意見書について、賛成 の立場から意見を申しあげます。

今回、奈良県町村議会議長会・会長名で陳情が寄せられ、国に対して 道州制導入に反対する意見書をあげてほしいとのことです。

この道州制については、陳情の要旨にもありますが、これまで全国の 町村議会議長会として、町村議会議長全国大会や都道府県会長会で、絶 対に導入しないということを決定し、政府や国に要請してきたにもかか わらず、政府与党や、また、野党である維新の会、みんなの党などによ って、国会審議が進められようとしています。

また、現在の状況の中で、主な3つの問題点をあげていますが、1つには、道州制導入後の国の具体的な形が示されていないこと、2つには、期限を区切った導入ありきの内容になっていること、3つには、事実上の強制合併が行われること、という3点です。

地方分権が進む中、時代の流れに逆行するかのように、地方自治体の 声を無視して事実上の強制合併を国が進めようとしており、しかも、道 州制が導入されれば、その地域に住む住民や自治体にどのような影響が あるのかという具体的な調査や議論も行われていないのに、導入ありき で地方をおざなりにして議論を進めようとしている姿勢は認めるわけに はいきません。

この道州制の導入自体、住民自治の衰退を招くものであり、認めることのできない大きな問題であると考えています。さらに、こうした地方を無視した政府や各党の導入ありきのやり方に対し、各地方議会から足並みをそろえて反対しようという議長会の呼びかけに賛同し、斑鳩町議会からも、政府・国会に対して意見書をあげるべきだと考えます。

ただいま、反対討論者の方のご意見をお聞きしましたが、いろいろ話をお聞きしていると、私の反対する理由の中の1つとしてもかぶっているところはあるのかなと。今、なかなか議論が行われていないこの法案が提出される、導入されることについて、国民的議論をおこしていくべ

きだというご意見ではありましたが、今、政府がやろうとしているのは、 その議論もせずに、国民会議に諮って、3年以内に答えを出せというこ とで、期限を区切って導入ありきで進めようとしている。こうした事態 をやはりストップをし、きちっと先の合併問題のように地方の住民の声 をしっかりと聞いて、合併するにせよ、しないにせよ、地方から声を上 げていくべきであって、国がこうした法案を諮って、上から押し付けに よって事実上の強制合併を行うようなことを、私は食い止めていくべき だというふうに考えます。

以上のことから、この陳情を採択することに賛成の立場であるという ことを申しあげまして、私の賛成討論とさせていただきます。

委員長

これをもって討論を終結いたします。

陳情第4号については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

陳情第4号を採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手多数)

委員長

ありがとうございます。

挙手多数であります。

よって、陳情第4号については、当委員会として賛成多数で採択すべきものと決しました。

ただいま、陳情第4号については当委員会として採択すべきものと決しましたが、当陳情書で求められておられる意見書について、発議方法、意見書の文面など、どのようにするのか、委員皆さんのご意見をお伺いいたします。 木澤委員。

木澤委員

反対者の方もおられますんで、私は、発議は、議員発議でさしてもら うのがいいのかなというふうに思います。

委員長

他にご意見はございませんか。嶋田委員。

嶋田委員

一応、委員会において審議した中で、賛成多数で採択するということであれば、本来であれば、委員会発議も視野に入れていいんではないかなとは思いますが、総務常任委員会で、表決には加わってないけれども反対であるという方がいらっしゃって、議員発議でやるということを決められましたんで、当委員会においてもそのような形をとられてはいかがかなと思います。

委員長

ありがとうございます。

どうぞ、伴委員。

伴委員

これに関しては、結局どっちがいいのかなと、私自身もずっと思ってきたことなんです。今回、確かに、先ほど嶋田委員おっしゃるように、総務委員会との関係がありますんで、議員発議で。

ただ、やはりこれ一度、多くの、どうしていったらいいかということを、決められるものであれば決めていただければとは思ってはおるんですけど、一応今回は、議員発議でいいと思います。

委員長

その点につきましては、昨日の総務委員会で、私、個人的には、あの形が一番穏やかというたね、つっぱった、これはこうして、今嶋田委員もおっしゃっているようだけど、あの形が一番、斑鳩のスタイルとしてね、いいのかな。以前、皆さんもご存知やけど、木澤副委員長から提案されて、議運でも議論したこともありますし、その時は、私は、やはり自治法の改正された趣旨を尊重すべきやということで突っぱねるような形で話しましたけど。まあその後、その時その時のケースバイケースでというような形が、いつか決めやんなんのかなと思ってたら、全く、昨日の総務委員会で委員長からああいう申し出をされて、委員全員が了解しているという、あのスタイルが一番いいのかなと。

それで、今回の場合は、委員長からのそういう、ではなく、委員の中で反対者がおられて、討論もしましたので、やはり、議会運営委員会として、委員会発議というのは避けるというんですかね、あれが前例にな

っていくべきではないのかなと思いますし、またそれは議会運営委員会で改めて確認して、皆さんに理解してもらえれば、そういう形をとっていくのが斑鳩スタイルだというようになってくるのかなと、そのように思ってます。

今回も同じように、そうしてその形でとらせていただきたいと思いま すので、それでよろしいですか。

それでは、議員発議で意見書を提出するとのご意見ですので、奈良県町村議会議長会の意見例をもって議員発議をしていただくということにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議員発議をもって意見書を提出していただきます。

それでは、付託議案の陳情第4号 道州制導入に反対する意見書についての審議を終わります。

次に、協議事項の(1)平成25年第4回斑鳩町議会定例会について、 ①付議議案の取扱いについてを議題といたします。

各委員会に付託されていました議案につきましては、最終日の本会議で委員長報告の後、表決となりますが、お手元の委員会付託議案の賛否結果をご覧いただきたいと思います。

各常任委員会・特別委員会に付託されました15議案のうち、決算審査特別委員会に付託されました認定第3号、認定第7号、認定第8号の3議案については、賛否の討論があり、賛成多数で認定すべきものと決しております。

また、総務常任委員会に付託されました陳情第3号につきましては、 満場一致で採択すべきものと決しておりますが、委員長は、意見書提出 に反対ということも言われておりますので、最終日の本会議では、意見 書の発議に対して討論がされると思います。

また、先ほどの陳情第4号に関して、意見書が発議されると思いますが、これに対する討論もされると思います。

最終日の本会議で討論が想定される議案は、ただいま申しあげましたとおりですが、この他の議案で、皆さんの中で討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があると他の議員さんからお聞きになられている議案などがございましたら、議長次第にも関わってまいりますので、あらかじめお聞かせをいただけたらと思いますが、ございませんでしょうか。

(な し)

委員長

現在のところ他に討論の予定はないものと確認をしておきます。

なお、本会議における討論につきましては、従来どおり賛否の討論者 はそれぞれ1名ずつとすることで確認をしておきたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

①付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題といたします。

お手元の追加日程表をご覧いただきたいと思います。

まず、追加日程1ですが、先ほど審議いたしました陳情第4号についての委員長報告をしなければなりませんので、日程に追加するものです。

また、追加日程2.発議第6号 「青少年健全育成基本法」の早期制定を求める意見書については、総務常任委員会において陳情第3号を採択したことに伴い、議員発議により提出されるものです。

また、先ほど、陳情第4号に関して、意見書を議員発議することになりましたので、これについても日程に付け加えさせていただきます。

現在までに追加日程を予定されているものは、以上ですが、この他に、議員皆さんのほうで提案等の予定をされているものはございませんか。

(なし)

委員長

現在のところ、議員提案の予定はないということで確認をしておきます。

追加日程として上げさせていただく予定のものは以上ですが、これまでのところで何か質疑・ご意見等ございましたら、お受けいたします。 ございませんか。

(なし)

委員長

それでは、以上のように進めさせていただきますので、議長には進行 方よろしくお願いいたします。

次に、③同意議案に添付した略歴の訂正についてを議題といたします。 9月2日の本会議において、教育委員会委員の任命について、斑鳩町 公文書開示審査会委員の委嘱についての人事案件をそれぞれ採決し、い ずれも同意をしたところですが、同意第9号に添付されていた略歴につ いて、本会議の席上、議員からも既に誤りが指摘をされており、また、 同意第11号に添付された略歴にも誤りがあったということで、理事者 より訂正したい旨の申し出がされておりますので、これについて、総務 部長からの説明をお受けすることといたします。 乾総務部長。

総務部長

9月2日の本議会に提出をいたしました議案のうち、同意第9号と同意第11号に添付いたしました略歴に、ご指摘をいただきまして、誤りがあったということでございますので、訂正させていただきたく、お手元に配布させていただいております、同意議案に添付した略歴の訂正についてということで、文書を提出させていただきたいと考えております。

内容につきましては、2枚目の別紙1でございますけれども、同意第9号の斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについての関係でございます。訂正させていただく箇所につきましては、議案に添付いたしました川本博氏の略歴の中の職歴のところでございますけれども、「平成9月4月」というふうになっております。これが誤りでご

ざいまして、「平成9年4月」というふうに訂正をさせていただきたいと思います。

それから、その裏面でございますけれども、別紙2でございます。同意第11号の斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて(その2)でございますが、訂正の箇所につきましては、議案に添付いたしました長坂成行氏の略歴の中の学歴のところでございますけれども、「昭和43年3月」名古屋大学の文学部卒業となっておりますが、これが誤りでございまして、正しくは「昭和48年3月」の大学卒業ということでございますので、この2か所につきまして、大変申し訳ございませんが、訂正をお願いしたいということでございます。

今後、このようなことがないように、十分注意して議案を確認し、そ して作成をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申 しあげたいと思います。

なお、この後、日付を入れさせていただいて、公印を押して提出をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申しあげます。

委員長

ただいま、総務部長から説明がありましたように、議案に添付された 資料であります略歴の訂正をしたいということですが、議案の訂正であ れば、本来、文書で請求を受けて議会でこれを許可することとなります。 しかし、今回は、議案の添付資料でもあること、また、同意第9号と同 意第11号については、既に議決がされており、たとえ瑕疵があったし ても、一事不再議の原則により議決をやり直すこともできません。した がって今回の場合は、議案に添付された略歴に誤りがあったこと、また、 これを訂正する旨をきちっと文書で提出してもらって、誤りがあったと いうことを明確にしておくため、議長から議員全員に写しを配っていた だくことで、この取扱い方法はよいのではないかと思いますが、委員皆 さんの意見があればお願いいたします。 伴委員。

伴委員

今、委員長が言わはったやつでええと、私は思います。

委員長

他、どうでしょうか。

(なし)

委員長

それでは、ただいま私が申しあげたとおりの取扱いで行っていくということで、よろしくお願いいたします。

それでは、平成25年第4回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に(2)次期定例会の日程についてを議題といたします。

皆さんのお手元に配布をいたしております日程表について、事務局長から説明をしてください。 藤原議会事務局長。

議会事務 局長

それでは、次期定例会の日程につきまして、ご説明をさせていただき ます。

お手元にお配りをいたしております平成25年第5回斑鳩町議会定例 会日程表(案)をご覧いただきたいと思います。

12月の第1月曜日となります2日、月曜日を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、3日、火曜日、4日、水曜日を休会とし、5日、木曜日、6日、金曜日を一般質問としております。翌週の9日、月曜日に建設水道常任委員会、10日、火曜日に厚生常任委員会。11日、水曜日に総務常任委員会としております。いずれも開会は午前9時からでございます。また、議員定数検討特別委員会につきまして、委員長よりこの日の午後にというご要望がございましたので、午後1時30分開会で本特別委員会を入れてございます。12日、木曜日につきましては休会。この日は農業委員会がございます。そして、13日、金曜日に議会運営委員会とし、14日、土曜日から17日、火曜日までを休会としまして、18日、水曜日を最終日とする案でございます。

なお、本年度の人事院勧告でございますけれども、月例給、ボーナスともに改定は見送られたところでございます。したがいまして、本年度につきましても、給与改定に伴います臨時議会の開催については、その必要がございませんので、あわせて報告をさせていただきます。

委員長

ただいま、事務局長から説明のありましたことについて、質疑、ご意見 等あればお受けいたします。ございませんか。

(なし)

委員長

それでは、12月定例会の日程については、お手元の日程表の案のと おり予定をしておくということで、委員会として確認をしておきたいと 思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

12月定例会につきましては、予定ということで確認をしておきます。 総務部長のほうから何か他に報告しておくことはございませんか。

総務部長

特にございません。

委員長

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくことといたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

(午前 9時39分 休憩)

(午前 9時39分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、(3)あるべき議会像を求めて-議員の資質向上についてを議題といたします。

前回の委員会で、検討課題として、1つとして、閉会中の委員会のあり方、2つとして、各常任委員会での所管関係の勉強会の開催、3つとして、各種団体との意見交換会の開催、4つとして、議員同士の意見交換や勉強会の開催、以上4項目に絞らせていただきました。

本日は、この4項目について検討したいと思います。

まず、この4つの検討項目を議論する前に、一点だけ皆さんの意見をお聞きして、当委員会としてのまとめをさせていただきたいと思います。それは、前回の委員会で検討項目を整理しました際に、議案に対する議員の賛否の態度を議会広報に掲載するという意見について、私から、広報委員会で議論していただければいいというふうに申しあげておりましたが、委員会としてのとりまとめをしておりませんでしたので、あらためて皆さんのご意見をお願いいたします。 嶋田委員。

嶋田委員

本会議においてですね、賛否の関係は挙手であったり起立であったり、 そういう形で、誰それがどのようにしたという表明はなされていないと 思いますので、広報に載せることについては、僕は、載せるべきではな いと、このように思っております。

委員長

今ちょっと私の説明が不足していたと思うんですがね。私は、こういう意見を議会運営委員会にいただいたので、これは議会運営委員会で議論するものではないのと違うかなということで、前回はそのまま過ごしておいたんです。そのままおいておいたんですがね。そしたら、これはどうなんだろうということで、私としては、議会運営委員会であがったものですが、これは広報委員会で、広報の責任で、それは広報委員会で議論してください、そして決定してくださいと。そういう意味で、それでいのじゃないかなということで、皆さんのあれをいただかなかったと。今、嶋田委員は広報委員でもありますし、その載せ方についてはこの議会運営委員会では議論せずに、もうこのまま広報委員会に、こういうことがありましたという報告だけで、議論して広報編集の参考にしていただければとか、そちらでもう決定してくださいというように思っておるんですが、そういう扱いでいいかなということで、ちょっとお聞きしたんです。 嶋田委員。

嶋田委員

僕が誤解しておりましたんで。広報委員会にお任せして、広報委員会 の中で議論していただければいいのではないかなと思います。 委員長

木澤委員。

木澤委員

掲載の仕方については広報委員会で議論していただくのがいいと思いますけど、今、ご意見出ましたように、採決のやり方について、そうすると、載せるということであれば、改める必要が出てくるのかなと。だから、起立の人は賛成やということはわかりますけども、じゃあ起立しない人を反対やというふうに必ずしもとらえられるのかということで言うと、諮り方としてどうあるべきなのかなという議論が生じてくるのかなと、ちょっと思ったんですけども。

委員長

ちょっと絞っとこ。今の問題だけで。

木澤委員からの発言ですが、やはり会議の進め方として、私は直感的 に今思ったのは、やはり議長から起立採決とか、挙手とか、まあ委員会 で挙手でやってますけど、これは原則としては起立採決だと思います。 その中で、賛成者を、これは会議規則かどっかに載っとるんだと思いま すけど、賛成者の起立を求めるというふうになってると思うんです。そ うしたときに、座ってる方がね、反対なのかどうかわからないというの は、これはやっぱり座ってるということは反対だと思いますし、その人 その人の思いまではどうのこうの諮ることはまず無理だと思います。そ れと、この際ですから、もしここでこのことを議論するということにな ったら、やはり先ほど嶋田委員がおっしゃったように、賛成者誰々とか、 そういう会議録がなってませんので、それを広報がやはり議論してもら って、賛成者誰々と載せるんか、いやそれはいらんねんと。やはりその 時に広報委員会で議論してもらって、編集をやってもらうと。確かに、 他町では、賛成者誰々やと書いてるところもあるように聞いていますけ れどね、それは広報委員会にお任せしようということで議運としてはま とめたいんですが、それでよろしいでしょうかね、他の委員さん。

(異議なし)

委員長

それでは、そのようにいたします。この、議案に対する議員の賛否の 態度を議会広報に掲載するという件につきましては、広報発行常任委員 会に検討をお願いするということで決定させていただきます。

それでは、本題というんですか、4つの検討項目を1つずつ進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、1つ目として、閉会中の委員会のあり方についてを議題といた します。ご意見をお伺いいたしたいと思います。 木澤委員。

木澤委員

それぞれ、これについては、委員の皆さんから出していただいた意見をまとめさせていただいたものでありますんで、誰が出したということは確認はしていませんけども、提案をいただいている方にその思いがあるのでしたら、まずそれを聞かせていただいて、たたき台にさせていただくというような方法もあるかなと思いましたんで、もし考えをお持ちでしたらお聞かせいただければなというふうに。

委員長

今、副委員長のほうから、そのような発言がありました。確か私が閉会中の委員会のあり方について勉強したらどうかということで、まず私が、たたかれ強い男ですので、たたいてもらいたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

といいますのは、閉会中の委員会で、これはもう私が議会来た時からずっとなんですがね、次回の提出予定議案について報告ということで、それを報告を受けておりますが、何かそこでは審議したらだめ、まだ付託を受けてないから、もありますし、それで、最近やっぱり、議案の中身についても、私も含めて、追求していくというか質問していく傾向に傾いてきたんかな。それで、本会議から付託を受けて開会中に審議する段階になったら、もう何もないというようなことで、質疑がなしで経過していってるのかなと、そういう議案が多いかなと思いますし、事前の審査をしてるん違うかという、他からのそういう見方もされてる中でね、私は、偶然ですが、昨日の奈良新聞にちょっと載ってましたけどね、県議会議員の特別委員会のやり方を変えたと。どうもあそこは、特別委員会の、今でしたら決算ですわね、決算の委員会を開催する時に、あそこ

は全部分けて決算委員会、単独主義でやっとるみたいで、その説明を全 部やっていく、1回ずつやって、当日やっていくと。それを、改めて説 明の日を設けて、分かれていくような、そういうような意味のことも書 いていた。それも似てるんかなということでね、皆さんも感じておられ るかと思うんですが、その1つの議案について、担当の常任委員会で1 回説明を聞いてる。また、議運の人らは全部、一応、議運を開いた時に、 事前の、閉会中の議運を開いた時に、ここで説明を聞いてる。それから 審議をしていくということで、私自身は、ものすごく時間のロス、ダブ りの、何回も、トリプルでも聞く、説明があるようにも思いますのでね。 それらと、そういう今までの慣例をやめて、例えば、全協を前もって開 いてもらって、提出予定議案が、説明はその場所で全議員に説明をして もらう。予算についての説明会を開いておられるような形ね、これは以 前なかったと思う。私がいてなかった時ですかね。前回がそういう形を とられたみたいで。ああいう形で、全議員に事前の常任委員会を開く前 にはそれを済ましてしまうと。そして、閉会中の時にはもうそれはカッ トしてしまう。そうすることによって、時間も短縮できるっていうんで すか、何回も聞くということを避けることができるんではないかなと考 えているんです。議運なんかは特に、担当の常任委員会で聞いたこと、 また、ここでもう一度総務部長に出席を願って聞いて、それから審議を していくというような。もっとどういうんですか、会議の時間を短縮す ることも考えていったらどうかなと思っております。だけどまあ、閉会 中の委員会は、これは継続審議をうっていますので、そちらに重点を置 いて、審議をすると。そういうことで、今、閉会中の常任委員会で項目 としておられる提出予定議案の報告というのは、削除していったほうが いいのではないかなと。そして、前もって全議員に提出予定議案の説明 をずっとしてもらう。これはあくまでも予算の説明会を開催しているよ うな、質疑ではないということで、質疑はなしで説明を聞いている。そ のほうが効率的でいいんではないかなと。

そしてもう1点、私は総務と建水に所属しておりますが、厚生で提出 される予定のことも聞けるということがありますので、前もってそれを 聞くことが、私はメリットがあると思うんです。そのことで、初日に総 括質疑も、また可能性も出てくる。議案配布は3日前ということになってますから、その時に文書で、議案熟読期間ですので、見ても、なかなか質疑まではいかない、いうことになってくるんかな。だから、この際そういうことも検討していきたいと思うんですが、これをたたきに皆さんのご意見をお伺いいたします。 嶋田委員。

嶋田委員

当初予算のあの場合には、まあ言えば上っ面だけの説明で、もちろん 質疑等は行わないということでやり始めました。今、委員長がおっしゃ ったような形であれば、結局、恐らく総務部長がここで説明しておられ るような、もう通り一遍の、さあっとした説明だけで終わってしまうん ではないかなと思います。現在は、各常任委員会で担当部長が詳しく説 明されておられますわね。そこら辺の兼ね合いがどうなんかなという気 はいたします。

委員長

この議運で総務部長が説明ということで、していただいています。それはもう以前の議運では、もっと詳しい説明をされていたように、私は記憶しているんです。だけど、もうそれは担当常任委員会でも聞いているということで、今、嶋田委員が表現されたように、上っ面の、こんだけですよと言ってる。その説明とはやはり、その説明では事前に説明を受けるということにはならないと思いますので、やはり、今、担当部長が自分らの所管するそのところ、今でしたら、事前には課長がしてるんかな。課長がしていることなのかな、委員会やから。担当課長、そうやな。だから、その説明はやはりその課長でするという方法を、こちらから要請すればいいのかなと思いますけどね。私がちょっと説明で、議運で聞いてるようなことを一括してと言うたので、嶋田委員もそうして提案してもらったんですが、そういう説明にはやはり、もうちょっと実がある説明でしなければいけないと思います。

他に、どうでしょうか。 坂口委員。

坂口委員

私も以前から、この事前委員会はもう、なんか、事前に審査してるような感じを受けておったんでね。そこで審査して、また本会議から付託

を受けてまた次も同じようなこと、やっぱり2回するような気もします し、先ほど委員長言われたように、全協かなんかを開いて、そこで提出 案件について各課長から説明を受けるだけという、細かな説明を受ける という形はどうかなという思いではおります。

委員長

常任委員会のことですので、議会運営委員会からあまりこう口出しするのもどうかなとも思いますねんけどもね。こうして議運のほうで、閉会中の委員会のあり方について検討していく1つのたたきがこういうものだということで、まとまったら委員長にもまた、議長にもちろんお願いして、全協でやってもらわないけませんし、そない委員会から、今もその説明は従来どおり担当課長ということで、これも可能だと思いますね。全協開いてもらった時に、議長から出席要請をしてもらって、例えば議案がある担当課長に出席を要請してもらって聞かせてもらう。あまり質問ということはやはり自粛していただいてと思いますねんけど。これはあくまでも事前に予定の議案を聞かせてもらってるという形でやっていきたいと思いますねんけど。

他に何かええ案とかあったら。木澤委員。

木澤委員

このことについて、きょう、いろいろたたきについても出していただきましたんで、またこれから回を重ねて議論もしていくべきかなというふうに思いますけども、今、議論されてる中で、私自身も、事前審査にならないような形にするべきかなと、そういう改善は必要かなというふうには思ってます。仮に今、全協を開いて説明を受けるということであるのならば、やはり質問はなしにするのかどうするのかという点と、今、課長に出席いただいて説明を受けるというふうに意見出ていますけども、これ、だから、質疑をするというのであれば、課長いてもらったほうが答えるのに必要かなと思いますけど、説明をするには、書いてる文章を読んでいただくということになりますんで、それでしたら部長の出席だけで事足りるのかなと。またその辺も理事者とも相談しながらまた決めていく話かなというふうには思いましたんで、その辺だけちょっと意見として。

委員長

閉会中の、12月議会の事前の委員会もありますのでね。できればそういう形で進めていくということで取りまとめていただきたいんですが、いや、それはもうちょっとここで議論しようやというふうな意見がありましたら、そうさしてもらいますけどね。まず1つ、この閉会中の委員会のあり方ということで、そういう改善策ですか、1つの計画をもってそういう形を試行してみようとかいうことで、できましたらきょうの委員会でそのことを皆さんの同意を得て、それで議長にも申し入れもしておくか、思いますねんけど。いや、まだもっと議論しようというご意見も、またございましたら、お受けいたします。 伴委員。

伴委員

今、ずっと皆さんの意見を聞きながら、自分自身非常に迷うっちゅうか、一長一短あるなと。メリット・デメリット。委員長がいつも、常々言うてる議会の強化、そういう面から言うたら、やっぱりさっきおっしゃったように総括質疑の時の部分とかいうこと考えればどうかなと。また逆に、事前審査というような意味合いから言えば、今の現状がどうかなと。ものすごくやっぱり自分自身、どちらの判断をしていいのか、すぐに解答が出ないという、自分自身まとまらんという状況で、もう少し時間をいただければというような感じはいたします。審議をもう少ししていただきたいというような、私は思います。

委員長

どういう効果があるかということで、メリット・デメリットがあるんだと思います。今までからも、慣れとか慣例とかで、なんかちょっとぎくしゃくしたことも出てくるんかなと。だけど私としては、まず、こういうことを打ち出して、1回試してみて、やっぱりデメリットばっかりだったとか。それでまあ、先ほど申しあげた総括質疑云々の話はね、私は1つのそういう効果も期待できるんかなというだけで、それが必ずしもそういう、先ほど例にあげましたけども、厚生委員会のそういう説明をそこに所属してない者が聞いたら、やはりその質疑を出していきたいとか。まあ、3日前にはいただいて、そのペーパーで見ている議案書、実際は見ていないんですけどね。まあ、それを、それで総括質疑までに

こう、持っていけるか言うたら、いろいろな、どう言うんですか、興味 のあることちゅうか、こういうこと言ったらいかんのですが、何かこう どうしてもということで、総括質疑という形がとれるんかなとも思った りするんですがね。

先ほどそういうことを、もう少しちょっと時間という、議論をしてみたいということなんですがね。私は、何もあせってるわけじゃないんですが、例えば次の議運、閉会中の議運でもまたまとめてみようというふうになってきたら、もう、この12月議会の前の閉会中の議運では、今までどおりっちゅう形になりますので、そしたら、私らのこの議運の任期の間に、1つの試す期間が、もう次の3月の事前の委員会になってしまいますので、その後の検証といいますか、やっぱりどうだという期間がもうなくなってくる。だから私は、先ほどちょっと提案させてもらいましたけど、この点については、ぜひとも、このたたきを出した人間としては、皆さんの同意を得て進んでいきたいなと思っておりますので、その点ちょっとお願いしたいなと思いますけれど、どうですか。

伴委員。

伴委員

私自身は、委員長の考えというのを、具体的にきょう初めてお聞きしたという部分がありますんで、非常にちょっと難しいという考えではおります。

委員長

嶋田委員。

嶋田委員

なるほど委員長のおっしゃることもわかるんです。今まで議運は、議 運で議論したことを全協で皆さんにご報告して、また、他の議員さんの 意見も聞き、取り入れ、やってきたことだと思いますんでね。今回それ を省略する形にはなってますんでね。やはり議運で議論したことを全協 で皆さんに報告して、皆さんの意見も聞く。それからの話になってこよ うかと思います。

委員長

当然ね、議運でそうして議論して取りまとめたことは、この最終日の

本会議の前に、委員長報告として報告をします。まあ、それは、それに対しての意見はいただいている。まあ、ほとんどないですけどね。それをこういう形でという形で、全協を開いてもらうというか、全協でその点についても再度、質問というんですか、そういう方法も取れますので、1つずつのことでそういうように、なおさらそのことを、1度、この12月議会の前の閉会中の委員会で試してみたいという思いがありますので、ちょっと慌てているような感じでもあったんですが。

木澤委員。

木澤委員

今、委員さんからも、きょう初めて聞かせていただいたんでもうちょっと時間をほしいというご意見がある中で、議運として、きょうまとめを行ってしまうというんじゃなくて、報告は、こういうことで議題にあげて議論をしていますという経過については、全協で、委員長報告でさしていただきますんで、こういう議論をしていることに対して、全協の中で他の議員の皆さんからもご意見あったらお聞きしたいという形では、ご意見お聞きすることはできると思いますんでね。ちょっとまあ、きょうまとめてしまうことはちょっと困難かなというふうに。

委員長

そしたら他の方、何かありませんか。 小林委員。

小林委員

私も、委員長がおっしゃるとおり、事前委員会の、事前審査になってしまっていることにはちょっと違和感がありますので、そうなってきたら、今の現状どういうふうに変えていく、改善していくかってなってきたら、試しに、委員長のおっしゃるとおりにしてみるのもいいのかなと思いますけれども、やはり嶋田委員がおっしゃったように、やはり全員、全協の、他の方の意見を聞かなければいけないのかなというふうに思っています。

委員長

そうしたら、今、副委員長も言ってくれたけど、この最終日の議運で、 委員長報告の中で、今、こういうふうな審議しています、こういう形で 審議してますのでっていうことで報告させていただいて、その時には、 まとまった意見じゃなくて、こういう方向でやってますという。それでまた皆さんのご意見をお伺いしたいというような報告をして、この件についてはもう少し形を整理したものを報告をさせていただきます。今、聞かせてもらった意見の中でね。例えば、そういう形に向けるほうがいいというような、今の議運の議論ですという形で。そのことについてもご意見をいただきたいということで進めていきたいと、そのように思っておりますが、それでよろしいですかね。 嶋田委員。

嶋田委員

事前審査、閉会中の委員会のあり方について議論しておるわけで、事前審査云々がどうのこうのいう話では、僕はないと思うんです。せやから、もうちょっと議論を深めて、今まで、従来やってきたことがええのか悪いのか、どうするのかということを、今、考えているんであって、この方向に進もうということではないように思うんですけどね。

委員長

その形がね、ベストであって、いろいろな制約を受けてその形をとっ てきたものでもないです。慣例なんですね。今の閉会中の委員会。閉会 中の委員会の開催する目的は、継続審査を審査するという大前提がある んですね。継続審査、各課報告事項の中で今出されているが、次の、次 期定例会への提出予定議案の報告なんです。あくまで報告なんです。だ けど、それを細かいところまで報告してもらって、そして、こういうも のを出しますっていうことで報告を受けていると。だから、その本来の 形に戻していくということで私は提案させていただいているし、事前審 査云々というのは二の次の、いろいろなそういう見方もされているとい うことを言っているだけで、やはり本来の閉会中の委員会のあり方とい うことの1つとして、今、一番中心になってる、次期議会に提出予定議 案と、それの報告というふうになっているのが、やはりこれは、閉会中 の委員会のあり方として妥当ではないんじゃないかなと。だけど、事前 に議案を、議案書を配布の時にするんじゃなくて、事前にやはり生の声 で担当者から聞くということは、やはり審議を深めるということについ て議会として必要である。それまですぱっと切ってしまったらだめ。だ からその中で、全協を開いてもらって、全議員に説明を受けるという形

をとってもらう。そして、開会中の委員会というのは、本来は付託議案 の審議で、付託議案が、委員会中心主義のこの議会では、付託議案がな かった場合は、本来は開くことも省略してもいいという、そういう形に なっているんです。だから、同じ委員会でも、閉会中と開会中の委員会 は、受け皿としての形は違うのが、これが妥当な形なんです。だけど、 斑鳩の町議会ではそういう形をとってきていたし、これは、昨日もちょ っと話ししましたけど、議会運営の、どういうんでしょうかね、斑鳩町 議会の議会運営の一番の功労者やと私は考えていますけど、松田正議員 が、やはりそういうこともおっしゃって。それは、議運の中でおっしゃ った時かなと思うんですが、私は時々、松田正議員が、おい、おまえ、 これどない思うんやというような形でね、何度か指摘を受けて、あ、こ れはこう改善しましょうとか。例の定例会の会議規則ですか、ただし書 きがないと本来はこれあかんやろ、せやけどもうこのままいきましょう といってやったこともあるという、前にちょっと披露したこともありま すけどね。そして、正式の議会運営委員会の中で、指摘を受けて検討し た。また、それ以外でもあるんです。その、閉会中と開会中の委員会は 違うもんだということも。それでなぜ、閉会中に、逆に、閉会中に、そ の時は松田正議員はおっしゃったんです。継続審議をうっているのは、 閉会中に事前に聞きたいと、そういう思いもあるので継続審議をうって いるんだと。そういうこともおっしゃっています。そういうことも、い いところを全部とっていって、ただ、閉会中に提出予定議案を審議する ような形がなってきているのは、やはりここらでもう少し改革したほう がいいのかなと、そういうことで私は提案させてもらいますので。その ことをやっぱり全議員さんに理解してもらわないかんので、きょうまと めてすぐに実行に移すというのはちょっと拙速ですので、そういうこと をある程度のところまでこういう思いで今検討している。委員長報告で、 このことについて検討していますっていうことだけでは、私は前へ進ん でいかないんじゃないかなと、そのように思いますんで、その点は、委 員長、副委員長にちょっとお任せ願いたいなと、そのように思います。 伴委員。

伴委員

ちょっと昨日の議論も思い出しながら、ちょっとこれ、今、委員長の話聞いてましてんけど。正直言って、先ほど私、ちょっと時間をかけて議論を深めさせてほしいというお話させていただいたんは、やはりこれ、こういう形になったのには、必ず歴史もある。それで、今までの諸先輩方のそういうことがあって、いつ頃なったんか、私、知りませんし、その辺もちょっと勉強したいなという思いがあって、だから、今、こういうテーマで議論してるということでおいていただきたいという思いがございます。

委員長

今、ちょっとその歴史ってどういう具合になってるんかなと。議会運営委員会という形が認められたというか、そういうのができたのもね、偶然、ちょっと調べてみなあれですねんけどね、私が議会へ来た時ぐらいだと思うんですよ。それまで、議会運営委員会というそういうのが自治法に、違う項目であったのかもわかりません。その平成3年に松田正議員が、あの方も何期かは結局立候補されてなかった。それで平成3年にもう一度立候補されて、来られたと。それで、宮﨑常彦議員、議長ですね、宮﨑君のお父さんですね、やはり中心的にやっておられた。それで、私もちょっと縁がありますから、宮﨑常彦議員に頼っていったんですが、何か、やはり松田さんという存在をものすごく意識している議会。それで、議会運営委員長もされていたと。もうはっきり言って申し訳ないけども、けむたい人やという感じは、私、ずっと持っていました。

それと、当時、職員からのね、中川雅司議員。この方も、やっぱり職員上がりでしたし、議会の運営についてはやはり2人でずっと。宮﨑常彦議員は残念ながら平成3年の6月に亡くなられましたので、それから指導を受けることはできませんでしたけども。だからこの2人に、昨日も披露していたけど、やっぱり中川雅司議員と松田正議員、この方達が一生懸命作ってこられたと、私は認識しています。それより先のことはわかりません。 木澤委員。

木澤委員

このことの是非については、今後また議論をしていくということで。 今、委員からいろいろ意見いただいたのは、委員長報告の時に、決まっ たもので進めるという角度での報告ではなしに、こういうことで議論していますよという配慮をしてほしいと、そういったご意見やったかなというふうに思いますんで、またせやから、これの議論については引き続き次回以降でまた進めていっていただいたらいいかなと思います。

委員長 それではこの、この1つ目の閉会中の委員会のあり方についてという ことで、他にもうご意見、今のところございませんか。

(なし)

委員長 それじゃあ、今、今まで聞かせてもらったことでこのことはまた進めていきたいと、そのように思います。

10時40分まで休憩いたします。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時40分 再開)

委員長 それでは再開いたします。

次に、2つ目の各常任委員会での所管関係の勉強会の開催についてを 議題といたします。

ご意見とか、そのたたきの提案をしていただけますか。

嶋田委員から意見があったと思いますねんけど。嶋田委員。

鳴田委員 委員会の中でですね、専門性を発揮するという意味では、委員自らが 勉強していく、もちろん各自で勉強していくことも大事でありますけれ ども、ある1つの共通認識、1つの基礎をね、勉強していくということ が大事ではないんかなと、そういう意味でこういうことを提案させてい

ただきました。

委員長 これは各常任委員会ということでの提案されていますが、私は、議会 運営委員会でもやっぱり勉強をしていくことが必要かなと。それが視察

という形で年中行事、予算も取ってますねんけどね。視察というのは1つの大きなやっぱりテーマを持ってやっている。それ以外に、今、嶋田委員がおっしゃったように、各常任委員会で協議して、今、例えば厚生ではこの問題が一番斑鳩町にとっては重要なことであるというようにテーマを作って、その勉強会をしてもらう。そういう形をこれからとっていってもらいたいということで、議員一人ひとりの、委員会も資質を向上させていこうと、そういうことで提案されていると、そのように思うんですが。その手法としたらどういう具合の形が考えられるのかね。例えば、先ほどのこともありますが、議運でこういうことを議論しましたと、議論して、これをやってもらいたいという、各常任委員会ですからね、そこらへ申し入れしていくというので進めていかなければいけないのかなと思いますが、それらについて、意見をお受けしたいんですが。

嶋田委員。

嶋田委員

方法論だとは思うんですけれども、以前にも視察の前の勉強会を行う ことが望ましいという表現でもって取りまとめたこともあるんですけれ ども、望ましいというのは、自由意志ということになってきますんで、 ある程度の、年何回とかそういうふうなことを提言していけばどうなん かなと。しかも、各委員会でお任せするんやなしに、その各常任委員会 の、例えばですよ、副委員長が中心になって、年何回開催しようと、そ ういうふうなことでどうかなとは思うんですけれども。

委員長

というのは、以前に取りまとめというかね、視察の前にはそうして勉強会を開こうと、望ましいという、それは何か要綱か、議長からそういう文書かなんかで出たんですかね。どういう形なんですかね。

嶋田委員

議長諮問で、こちらが文書でもって答申したと。その中に恐らくそういう文言だったと思いますけれども。

委員長

その形がやはり一番妥当かなと。この、今、議題としているこういう ことについては、諮問されてのじゃなくてですが、やはりそういう諮問 を受けた形で全議員の協力を求めたいということになってくるのかなと思いますねんけどね。そしたらそんな形でということで、諮問を受けて取りまとめも考えていきたいと思うんですが。それがいつからかということ。視察については、以前にそういうことがあってということで、それを励行されている委員会もあるのか、また、そのままどういう形でされているのかも、この際もう一度それを委員会というか、それらを皆さんに再認識してもらうためにも、今からもう一回また出してもらう、答申していくという形をとっていきたいなと思いますが。

どうしようかな。ちょっとまとめにくいので、ちょっとお願いします。 木澤委員。

木澤委員

これ、どうまとめていくのかというのは、非常に難しいなというふう には思います。視察をする際に勉強会持ちましょうという呼びかけなん かは議運のほうからもできると思いますし、その時々において、専門性 を深めるということでテーマを設けて勉強会をするということについ て、すでに適宜行っていただいている状況もありますけども、1つ、継 続審査をうっている案件についてですね、このあり方も含めてですね、 ちょっとやっぱり常任委員会でそのことについての検討じゃなしに、ど うやっぱり深く委員会として専門性を追求していくべきなのかというこ とは、一定議論していただくことに対して、こちらのほうから議運とし て投げかけはできるのかなと。私も今、総務委員長させていただいてい ますけども、前回の閉会中の継続審査案件の審議の際、報告はいただき ましたけども、今回の開会中の継続審査案件についても報告はいただき ましたけど、質疑は何もないという状況の中で、何でそういうことにな ったのかなというのは、ちょっとやっぱり追求をしていくべきですし、 今の形のままでいいのかなというふうにもちょっと疑問を持っているん です。だから、もっとやっぱりこちらが勉強することによって深く理解 して、どう総務委員会として関わっていくべきなのかということも、せ っかくのこうした機会ですのでテーマにあげて勉強していくという方法 も考えられるかなというふうには思いますんで、それぞれやっぱり、議 運のほうで形を作って提案するというよりも、常任委員会と相談しなが

ら、この件についてはどう進めて行くべきなのかということを提案させていただいて、意見もいただきながら議論を進めていくという形のほうが望ましいかなとちょっと思ったんですけど。それぞれで思ってはることはあると思いますので、それをやっぱり聞いてから、どういう形が取れるのか検討していくべきかなというふうに思います。

委員長

今、議運のほうから各常任委員会にそういう具合に、例えば先ほど嶋田委員が言いましたように、専門性を深めるということの勉強会を開催してくださいと、そう持って入るのは妥当なのかな。議運というのはそういう、私らはあくまでも諮問機関ですので、やはり諮問を受けた形、それに議長に答申する。議長から各常任委員会へそうして伝達する。そのルートを取らなければいけないように私は思いますけどね。議運のほうからで直接はこれは無理かなと。

それとね、議運の構成自体は各出身常任委員会で、今はまあちょっと 複雑やから私どちらからきているんかなっていう感じがあるんやけど、 各常任委員会から2名ずつと、それから広報常任委員会1名だったと思 うんですけどね。だから、議運で、その常任委員会で議運のメンバーが 提案するという方法もあるのかなと。今、どちらがええのかなというこ とも考えています。

それで、この所管関係の勉強会という項目があがっていますので、やはりそれはその常任委員会でお任せしておくのが、テーマは当然所管している部分での、今、継続審議をうっているのはやっぱり必要なのか、これから進んでいくに対しての、今、真っ最中の議論を深めやないかんものがあるのかとか、そういうのが、それは勉強会の、それは常任委員会で計画してもらわないかんということになるんですけど、どういうことなのか、どういう目的なのかというのは、議運からも、諮問を受けて答申する中で、私は委員会がやっぱり専門性を重視して議論を深めていくということで、いろいろな専門分野のことを深く下げるものが、そういうことで、いろいろな専門分野のことを深く下げるものが、そういうことで、いろいろな専門分野のことを深く下げるものが、そういうことも必要かなと思いますが、そういうことも考えて、もう項目なんかについてはね、文書まとめて出していってもええのかなとは

思うんですがね。その出し方なんですけどね。 木澤委員。

木澤委員

最終的にどういう形でまとめるかというのは、ちょっと今の段階で何とも言えないんですけど、あんまり議運のほうから勉強会開催してくださいというような言い方するのも難しいのかなと。だから、議運のほうでも委員さんから議員の資質向上のテーマとして意見出していただいて、こういうふうにどう、じゃあ向上させていけるのかということの1つのテーマとして議論をしていますと。それについて、常任委員会のほうでも何かご意見ございませんかということで一緒に考えていくっていうスタンスで議論していくべきなのかなと。

委員長

嶋田委員。

嶋田委員

これはもう議会運営委員会からの提言やという形で、各常任委員会に 最終的にはお任せという形にはなるんかなと。実行性が担保されるのか どうかは別にしましてね。その中で、その常任委員会の中で、議運のメ ンバーなりが、もうそれこそやりましょうという形でやっていかな、こ れ、強制力持たすわけにもいきませんし。そこらへんどうなんかな。議 運と各常任委員会が話し合うということもおかしい話ですんでね。一応、 議運からの提言という形がまず第1歩違うかなとは思います。

委員長

ちょっと局長、教えてほしいねんけどね、議長諮問というのは文書で 諮問を受けなあかんのか、今こうして議運の中でこういう4つの柱立て てやっている。今、この問題については、割と煮詰まってきそうな感じ やから、これを議運から議長にお願いして、全協というか全議員さんに、 こういう今、嶋田委員が言っているような項目だけ1つ作って、議長か ら伝達すると。そういうのは別にいいの。諮問っていう形式を。

議会事務

局長

諮問を文書にするのかどうかというご質問がございましたけれども、 基本的には文書でされるのが、きちっとした形で伝達されると、内容が 伝わるという意味においては文書で出すのがベターであるというふうに 思っていますけど、必ずしも口頭ではいけないというようなこともござ いませんし、その状況によっては口頭でされるケースもあろうかという ふうには、今、認識しております。

委員長

諮問を受けなくても、委員会として今こうして議論している。その中 で委員会、議運がこういう意見で、こういう具合にして皆さんにやって もらおうと、強制力はもちろんないんですが、それを議運の委員会から 各常任委員会へ伝達するのがいいのか、やはり議運から議長に一旦お願 いして、議長から伝達してもらうのがいいのか、この点も皆さんの意見 も聞きたいなと思うんですが。どうですか。

ちょっと休憩します。

(午前10時56分 休憩)

(午前11時 1分 再開)

委員長

再開いたします。 木澤委員。

木澤委員 いろいろな委員さんからもご意見いただきまして、やっぱり常任委員 会としても、勉強会を開催して専門性を深めていくということについて は大切なことやと思いますんで、どういう形でっていうのは難しいです が、議運としては、勉強会を開催していくということを提案させていた だくという形で、今後、きょうではないですけども、まとめていけるの ではないかなというふうには考えています。

委員長

このことについて、他の委員さん、よろしいですか。

(な し)

委員長

それでは、この2つ目の項目は終わっておきます。

次に、3つ目の各種団体との意見交換会の開催についてを議題といた します。この件につきましては、いろいろな委員さんからも提案もあっ

たと思いますが、どなたかご意見。 伴委員。

伴委員

今、自治会連合会さんと意見交換が年1回開催しているという中で、 やっぱり住民さんの声をいろいろ聞いていく場として、各種団体、なん か以前には他の団体さんともやっておられたというように、私が来るま でにはそんなこともあったとはちょっとお聞きしたんですけど、そうい うことをやっていったらいいんじゃないかなという思いで提案させてい ただきました。

委員長

このことについてのご意見、お伺いしたいと思います。

自治会連合会の役員会との年1回、懇談会というのは、もう6、7年ですかね、継続しているんですが、もうちょっとなるかな。それと各種団体ということで、私の記憶の中では婦人会のなんか政治勉強会、そちらのほうの団体の勉強会か何かで何回かあったような記憶もあるんです。それはまあ継続したものではなかったから、その各種団体との、相手もありますので、いろいろな交渉、日程調整とかね、それらも進めていくというか、その進めていくのはどういう形で進めていくのかということも、ちょっと意見をいただきたいなと思います。 伴委員。

伴委員

私の思いからすると、必ず毎年ここの団体としなければならないというのでなく、日程調整と、また、議会に対してこういう自分らの思いを話してみたいという団体さんがあれば、幅広く受けていくというような思いなんですが。そのほうがいいんじゃないかと私は思っております。

委員長

ちょっと私も説明というんかね。先ほど、婦人会の政治勉強会かなんかということでこちらに申し入れがあったと。今回皆さんがいろいろ、やはりこちらから声かけをしていくんだろうなということで私は理解しているんですが、各種団体へ声かけをしていくんだと。そしたらその時に、誰がっていうんですかね、その仕事を私ら議運のメンバーが声かけしていってセッティングしていくのか。そしてそのことでまた全協でも報告してもらって、他の議員さんにも参加要請するのか、もうそれはあ

りますというような、自由参加という形をとっていくのか。そういうことも一応整理していかなければいけないかなと思っているんですが、以前もそういうことで、こういう団体、それはもう例えば議運で行くという感覚なのか、婦人会とか先ほども言ってますけども、各種団体なんかでも例えばですよ、建設業協会とかね、そういうところに声かけをしていく場合はやはり常任委員会、建設水道常任委員会が主になってやってもらうとか、議運はそういうことを提案するだけで留まっていくのか、もう全部議運で声かけをしていって、他の人らに参加を、こういうことを案内だけしておくという形をとるのか。まずそこのことですね、全体で行くべきだという意見と、いや、そういう今回は小さなグループという考え方で進めていったほうがいいような意見もあったと思いますね。その点もちょっと煮詰めてもらいたいなと思います。 木澤委員。

木澤委員

今、幅広く受け入れていくという、申し入れがあったら受け入れるというほうと、こちらから申し込んでいくという、2つのご意見いただきましたけども、その両方について検討する必要があるかなと。

幅広く受けていくというふうになりますと、周知をどうするのかという点と、やはり意見交換会を受けるということになると、テーマをどうするのかという問題があると思うんです。だから、申込みの方法としては、どういった団体からどういうテーマで申し入れがあったと、それに対して例えばこちらのほうから総務の関係やったら総務常任委員会のメンバーが意見交換をさせていただくのか、そうか全員が出るべきなのかというのは、申し入れを受けてから検討することはできるというふうに思うんです。

もう1点、逆にこちらのほうから申し入れをしていく場合についても、 どういった団体にどういうテーマで意見交換をお願いするのかという点 についても明確にしておく必要があるかなと。それをじゃあどう明確化 していくかということで、もう少し絞って議論を煮詰める方向が必要か なと。それに付随して、じゃあこちらから出向いていく際などに公務災 害の関係、それでどういう位置付けでこの意見交換会を行うのかという ことについても確認をしていく必要があるかなというふうに思うんです けども。

委員長

嶋田委員。

嶋田委員

僕は、基本的にはですよ、各種団体に、議会として団体の関係者の方 と懇談会を開きたいと、そういうふうな文書案内を出し、それで帰って くればそれ相応の対応をすればいいのではないか。もし帰ってこなけれ ば、議会の中で話をし、ある団体にやっていただけませんかというアプ ローチをやっていくと。向こうからの、こっちから最初に行くんやなし にね、全部の、斑鳩町の全部の団体に出すべきではないかなと思います。 それで、基本的には各常任委員会所管の管轄で考えていけば、わりと取 り組みやすいのではないかなと思います。ほんで、議運というのは、斑 鳩町議会に対しこういうことをやっていきましょうよという提言をする のであって、その懇談会の段取りやとかをつける場ではないと、僕は思 います。それと、この、最終的には町民と議会との懇談が最終目標であ るけれども、住民の方も慣れておられない、懇談会というものですよ、 議会のほうも慣れてない、時とすればもう陳情の場だけになってしまう 恐れもあるんで、それではいけないんで、まず、各種団体と懇談を重ね、 議会との懇談というのはこういうことやねんと、ある程度住民の方に周 知していただいて、それからもってその小さい集まり、町民との集まり に入っていけばいいのではないかなと、このように思っておりますけど。

委員長

先ほど副委員長が言たうように、こういうものがありますよといって PRして待っていても、多分申し入れは、私はないと思います。いろい ろな、出前講座で行政のほうもやってもらってますけど、やはりこうい うものがありますよという PRはずっとしてもうてましてね、なかなか 講座を申し込みにきてもらえるのは少ないんじゃないかなと、そのよう に思っております。

今、嶋田委員がおっしゃるようにね、各種団体にまずそういうので申 し入れをして、それでそこが何も申し入れしてこなかったら、申し入れ のあるところからやっていくと。ゼロであったら、ある程度のルートっ ていうんですか、使って話をしていく。それで各種団体をそれすることによって、私は最初、自治連合会の会長のところで、まあ4つぐらい、全体やったら会長やね、今はね、役員、自治連合会の役員との懇談会はやってますけれど、そこの地域の会長と懇談会をやったらどうかと思いますけれど、それは後、各種団体を済ますことによって、私らも慣れてくる、住民も慣れてくる、その中で自治会の会長ということは、住民の、そこの自治会の代表ですので、その自治会長のところでまた懇談をする。だから、そのルートだなというのは思っているんです。先ほどちょっと出しましたけど、業界ということは、その各種団体に入れていくのかな、どうなのかなということもありますねんけど、その点は各種団体を、どういう団体をセレクトするのも、ちょっと難しいのかなと思うんですが、その点はどうなんでしょうかね。各種団体ということで、なんぼかに絞ってこちらから連絡入れるということですよね。それも今後の課題の1つかなと思います。 嶋田委員。

嶋田委員

いろいろな団体があると思います。任意団体からね。そやけど、僕が 思っているのは基本的に町が補助している団体、これはある程度公に認 められた団体ではないかなというふうに思っておりますので、そこら辺 をベースにしたらどうかなとは思っておるんですけども。

委員長 伴委員。

伴委員

私のイメージからしますと、よくはがき等で総会に出席してもらえないかというような感じで案内いただく、全議員に送っておられると思いますねんけど、そういう団体が身近でスタートしていくにはいいんじゃないかなと、私自身は思っております。

委員長

今、嶋田委員がおっしゃった補助を出している団体と、そこへ加えて そういう団体もという意味ですか。こちらのほうで補助してるかしてな いかは、補助しているところでも案内はなくされているところもあるか なと思うんです。その点はどうなんですかね。 伴委員。 伴委員

そうですね。イメージとしてそういうイメージを持っておっただけで、 まあいえば、町のほうから補助がある団体であればもちろんそういう団 体さんが意見交換したいとおっしゃられれば、私はいいことだと思いま す。

委員長

ということは、まず補助をしている団体、そしてプラスアルファ補助はしてないけど総会とかの案内のくる団体、それらをまあ一緒にすると。より多くの各種団体にやはりそうして案内というんですか、接触したいと、アクション起こしたいという思いは皆さん同じだと思いますのでね。そういう団体にまず声をかけていくと。そして返事を待っているということ。その団体が、一応、補助している団体でしたら、所管の常任委員会というのもね、浮き彫りになってきよると思いますから、そこへ主として、その委員会が主になって懇談会に行ってもらうと。そういう形で一番いいのかな。よく言われていますけど、あくまでも意見交換会だということで、町政報告会みたいなね、基本条例にうたっているような形は、もう私は、基本的に避けたいと思いますんで、そういう形を積み重ねていって、皆さんに議会というものを認識してもらいたいと思うんですがね。 木澤委員。

木澤委員

まず最初の段階として、こちらのほうから声をかけていく対象にしていくのに、一定の基準を設けて声をかける範囲を決めようということでしたら、まずこういうふうに検討していただくのは特に問題はないかなと思うんですけど、相手のほうから言うてこられたときに、なかなかどういう団体やからっていって、今の段階で決めるのは難しいと思いますんで、具体的に申し込みがあった段階で個々に検討するということにせざるを得ないかなというふうに思いましたのと、あと、やっぱりこちらのほうから対象を決めて声をかけていくにしても、どんなテーマで意見交換をさせていただくかということが非常に重要かなというふうに思うんです。だから、テーマを決めて団体を選んでいくということのほうが絞りやすいかなというふうには思うんですけども。

委員長

小林委員。

小林委員

まず、今まで出た意見に異論はございませんけれど、まず試しにやっ てみないとわからないというのがあるんです。その中で、今、マニュア ルというか経験がない、どういうふうに住民集会をするかがないという 中では、やはりある程度規模の大きな、一概には言えないかもしれませ んけれども規模が大きければそれなりの問題も抱えておられると思いま すので、ある程度のマニュアルというか経験ができるまでは、一概に各 種団体に配布するのではなくて、まずは数団体試しに意見交換会、懇談 会を開催していきながら、斑鳩モデルみたいなのを確立していっていか なければいけないのかな。そうしないとなかなか各常任委員会のほうで、 所管の委員会のほうで懇談会やるのは難しいかなと思いますので、まず は各種団体の中でも比較的規模の大きい、例えば自治連合会は何回もや っていますので、老人会、婦人会とか、ちょっと大き目なところを選ば せていただいて、向こうのほうにはやっぱり斑鳩町としてもこれからや っぱり住民さんとの懇談会を考えていきたいねんということを説明させ ていただいて、だから、初めてなんでちょっとうまくいくかわかりませ んけれども、今後の斑鳩町のためにちょっと議会と懇談会を開催させて くださいという趣旨の説明もさせていただきながら、経験を積んでいか ないといけないのかなと思います。その経験を積むにもやはり全協とか、 なんか人数が大きくなりすぎますと、なかなか柔軟に日程も決めるのも 大変ですので、まずは今議論している議会運営委員会がそういうマニュ アルをどんどん、経験を積んでいってマニュアルを作っていかなければ いけないのかなというふうに今の段階では考えています。

委員長

小林委員は結局そういう団体っていうかね、今2つ提案されているというか、例えばの話やけど、そういういろいろな多くの所へ声かけをするんじゃなくて、まず、今までにもそういう、この間もあったような団体を選んでそこへ直接交渉して、それでまず2、3の団体と各種団体との意見交換会を開催してみると。その時にテーマをどうするんだという

話も出てくるんだと思うんですが、木澤委員がそのテーマのことについ て担当常任委員会がどうのこうのと、また、先ほどから担当常任委員会 のほうがいいのと違うかなという形もあるんですがね。まあこれ、こう いうことを議論して実行に移そうとしている、最初がこの議会運営委員 会ですので、皆さんの同意を得て継続審議としてやってきてますんで、 まず、議会運営委員会でね、もう議会運営委員会なんかは先ほどからの 話もありますけど、常任委員会に皆所属していますので、議会運営委員 会でまずそういうセッティングとかして、それが1回1回やってみて、 やはりもっと、例えば建水の委員会に所管することやったら、私も建水 ですし、何人かおられると思います。だけどそれだけではちょっとやっ ぱり、もっと深く聞きたいとなったら、今度は建水とその団体とね、懇 談会を開催、またしてもらうと。そういうように、まず1歩踏みださな いかんかなとも思ってますねんけどね。そしたら、その交渉する相手と いうのを皆さんからお伺いしたいと思うんやけど、それはまあ、もし皆 さんが同意していただけるんでしたら、個人的にね、と言うてええか、 語弊じゃないな、正副委員長に交渉するということをちょっといただけ たら、こういう団体に話してくれということを提案してもらえたら、私 らで交渉してきて、次の時に、こことこういう話できそうですというこ とを提案したいと思うんですけど、どうでしょうかね。 嶋田委員。

嶋田委員

まず、この議会運営委員会である程度話し合ったことを、全協でまず報告することが大事だと思うんです。それと、まず第1歩踏み出すんであれば、先ほど言ったように、こちらから各種団体に、こういうことをやりますよと、それがまず1歩踏み出すことだと、私は思っております。議会運営委員会というのは、基本的にはこのテーマ、議員の資質向上について、いろいろ議論して、こうこうこうやればいいんやないかな、ああすればいいんやないかなということを議論して、そして提言していくという場だと、僕は思いますんでね。そやから、議員全員で対応するのか、また各常任委員会で対応するのか、そういうことは別にしまして、議運はとにかく提言すると、そういう形がいいのではないかなと思います。

委員長

木澤委員。

木澤委員

嶋田委員おっしゃったみたいに、議会として今後こういうふうにして いこうと思っていますと、意見交換会を開催していきたいと思っていま すという案内なんかは必要やと思いますんで、どの段階でそれをするの かというのも、今後、議論を進めていくべきかと思うんですけども。今、 おっしゃっているように、こちらのほうからまずは申し入れをしてやっ ていこうということであれば、だから、こちらのほうから話を持ってい く時に、こちらのほうとしてはこんなテーマで意見交換をさせていただ きたいと。例えば今、議員定数削減検討についても議論していますので、 その中でご意見を聞かせていただくとかいうことで、さらにその申し入 れをさせてもらったときに、相手さんのほうからもこういうことで聞き たいんやというテーマを出していただけるようでしたら、そのテーマに ついて意見交換をさせていただくというような形のほうがイメージもで きるのかなと。だから、今、いろいろ、どういうふうに進めていこうか という議論をしている中で、どんなことで意見交換をするのかというの がなかなか明確にならないと、申し入れ先、こういう団体とやろうとい うことについて別に異論はないんですけども、どんな意見交換会になる のかなというのが、なかなかちょっとイメージつきませんので、やはり こちらのほうからはどんなテーマでもって意見交換会のお願いをしてい くのかということについて、もうちょっと議論が必要かなというふうに 思うんですけど。

委員長

伴委員。

伴委員

私のイメージは、結局、まあ今、自治会連合会の役員さんの、あのイメージなんですね。結局、懇談会する前にテーマが出ています。これとこれで今回話し合いたいというような感じで、逆に言えばこれは議会で懇談するというのか、意見交換にそぐわないようなテーマであれば、これはお受けでけへんというようなこともありやと。団体、団体が持って

おられる、やはり思いっていいますか、いうのがあるんで、向こう側っていうか、団体さんのほうからテーマを出してきていただいて、こちらのほうでこれはやっぱりいろいろ意見を聞いていかなあかんやろというようなものを受けていくというほうがええように、私は思っておるんですが。

委員長

今、いろいろな意見いただいておりますが、その意見を出してもらっ ているのに委員長として水をさすような発言になるかもわかりません が、その点はちょっとお許し願いたいんですが、私達議運は、結局、あ るべき議会像を求めてということで、議会というものをもう少し皆さん に認識してもらいたい、どういうことをしているんだということ、どう いう具合なことをしているんだと。あまり専門的なことをテーマを決め て議論をする交換会ではないと思います。私は、もっと極端に言えば、 議会のPRに地域へ出ていくんだという、そういうことを思って、この ことも提案のうちの1人になっているんです。だから、いろいろ聞かせ てもらっていますけどね、もし専門的なことが出たら、議運のメンバー っていうのは皆所属の常任委員会がありますので、ある程度のことまで は答えはできるんかなと、交換できるんかなという思い持ってますしね。 私はここで、議会運営委員会として、あるべき議会像を求めて一議員の 資質向上についてと、それでまず、議会運営委員会で各種団体にテーマ というのは、私は、議会というところはこういうところですというよう なことを話をして、というのは、今、議会ではこういうことをやってい ます、例えば広報を発行していただいて、その広報を発行していただい たことについて、その広報を持ってきてください、それでそうして持っ てきてもらうことによって、やはり議会広報の読んでいただける回数を 増やすためにも、そういうことを狙いとして各種団体に声かけして、議 会のあるべき姿を議会運営委員会として交換会をしたいんです。そうい うことをやっていって、先ほど公務災害うんぬんのことがありましたの で、まず議会運営委員会でそうして出かけていく。そして、そしたら各 種団体から、いや、こういうことが聞きたい、これは専門的なこと、専 門っていうか、所管のことで、そうしたらということでやっていっても

らう。まず最初のテーマはね、私は、議会というものを知ってもらうというのが1つの目的であって、そこから広がっていくものではないのかなと、そのように考えていますので。そのことについても皆さんのご意見を聞きたいなと、そのように思っています。 小林委員。

小林委員

私もまだ懇談とか、斑鳩町議会としてやったことがないので、その実 のなるというかね、いきなり成果があがるとは思っていませんので、そ ういうところではやっぱり委員長のおっしゃるとおり、斑鳩町議会の姿 をPRというか見てもらうというのが、一番初めのとっかかる理由なの かなというふうにも思います。そしてまあ、各種団体のどんな意見が出 てくるかわかりませんけれども、それについてはもうやはりもうご迷惑 をおかけするかもしれませんけど、正副委員長にある程度の調整と趣旨 を説明していただかなければいけないのかなというふうに思いますし、 議会運営委員会としてこうやって各種常任委員会に提言するんでした ら、やっぱり提言するからには、議会運営委員会としてある程度の、各 種常任委員会に、こういうふうにすればできますよ、また、議会運営委 員会としてこういうふうにしましたけれどもこういう問題が出てきまし たので、各常任委員会でされるときは気をつけてくださいねじゃないで すけども、こういう問題点がありますので、ということも報告できると 思いますので、まずやっぱり議会運営委員会が1歩踏み出さなければい けないのかなというふうに思います。

そして、やはりだいたいいつ頃に何団体か決めて、こういう広報から やろうかという話になっていかないと、なかなか話は煮詰まっていかな いのかなっていう。今、課題がいっぱい出てきましたけれども、そうい う課題もある時期を、一定の時期を決めて、そこに向けてちょっと具体 的に解決していくほうがより現実的ではないのかなというふうに、意見 だけ言わさせていただきます。

委員長

小林委員は前の時からもそういう具合にして、まず1歩踏み出してい こうということと、それから委員さんの中から、先ほど嶋田委員がおっ しゃったように、やっぱり議会運営委員会というのは提言する場所だと。 だからこういうもので、例えば各種団体との意見交換の開催というのを議論して、マニュアルができましたと。それを全議員に提言する。それも正論だと思いますよ。だけど、まず動かんならそういうマニュアル的なものできないでしょというのも、私は、今の意見も賛同しているんです。どちらかといえばこの問題ね、議会運営委員会でこうして議論していて、それで3月にそれらのマニュアルができたと。だけど、その今度また役員改選があって、その議会運営委員会とか常任委員会とかいうことをしても、そのマニュアルを1回使ってみるのにどういうことが不都合があるのかとか、どういうことができないのかと、それはものすごく不安なんですね。

昨日もちょっと話したけどね、複数制を取り入れるときに、やはり予算常任委員会の設立、これはもう画期的な考え方やとか意見やということで、何回も名前出して里川さんも何か言うたけど、これは絶対いいよということで皆に提案してやった。だけど、その次に運営していく中で聞かせてもらってたら、やはりうまくいかなかったと。もう完全な常任委員会のお荷物みたいっていうような、こんなん言ったらその委員長とかその委員に申し訳ないけども、お荷物的なことになってきていると思うしね。だからああいう形でもう廃止しているんです。

だから、やはりこうして議論している委員会は、先ほど所管関係の勉強会の開催ということで議論してもらいましたけど、やはり一旦議会運営委員会という中で実行して、そして、これはまた公務災害のことがありますから、委員会として議長にお願いしておいて、ということで、きちっとまた取ってもらう。

それで、時期的なことで私は思っていますのが、やはり広報の、例えば1番早いのは広報の発行が11月1日か、初日かな、11月の。この今の9月の。だからそれを、各種団体でそしたら交換会しましょうという方がおられたら、これをご持参くださいということで、それを何か意見交換するときには議会のその記事を読んでおられるだろうし、そこらについては担当の常任委員会のことが出ても議運のメンバーもいてますんで、ある程度の答えはできるやろし、そしたら議会というのはこういう具合にいろんなことを審議して、しっかり議論してやっていますと、

そういうことでなるんだと思います。

だから、11月の広報の発行以後というのは、発行されて2か月、3 か月したらもうないでって言われる方もいるからね。できるだけ広報の 発行、11月とそれから2月初旬。だからその全家庭に配布された後ぐ らいにセッティングしたらええのかなと思います。

各種団体への交渉を私らでさせていただくということで、そしてその時期的なこととか、それらも一応一任で考えたらということ。それからまあこのことをモデルというのですか、いろんな意味でそこから来年度に向かってまた広がっていくということで、やっぱりこういうテーマをあげてきている限り、1回でも今年度で実施していきたいなと、このように思っておるんですが、そのことについてご意見もあると思うんですけど。 伴委員。

伴委員

先ほど委員長がおっしゃられた、町政報告の場とはしたくはないとおっしゃられた。そこからいきますと、やはりこの議会とはというテーマをおっしゃられた。ということになってくると、非常に、広報とかいう今お話もありましたし、非常にそれからいくと、どうしても町政報告っぱくなってしまうのではないかと。どうしても他のやつ、先ほど私が言うた、まあいえば団体のほうからのテーマとなってくると、専門性が出るということからいくと、なかなかこの議会運営委員会が主体となって意見交換会をするというのは難しいと、私は思うんです。やっぱりこれは、先ほど言った町政報告のほうへどうしてもいってしまう。議会とはというようなことは、委員会構成とか、どんな話がこう、議会とはというようなことになってくるのか。どうしても広報の内容とかそういうことになってくるのかなっていうようにも、私も思いますし、ちょっとこの辺が難しいように思うんですが。

委員長

嶋田委員。

嶋田委員

なんでそんな急ぐのかなという気を、僕、今、持っています。1回やって反省点を含めてマニュアルをつくれるのかどうか。それこそ来年1

年かけて、各常任委員会、1回でもやりゃ3回あると。その中でいろいろ煮詰めていけばええことであって、まずやってみようやなしに、まずやる前に考えるべきことがあるのではないかなと、このように思っております。

委員長

嶋田委員は前からもうそういう意見です。提言する場であると。だけど、提言するためには、やはりこの委員会でいろいろな、今、いろいろな意見が出ているんですね、この交換会については。いろいろなことが起きるやろうと。伴委員も主張しているとおり、そういうのが町政報告会みたいになるやんかという、そういう心配もある。せやから、それらのことを議論ばっかりしていて、まとまって提言はできないと思うんです。だから、1回やってみて、この点は、先ほど小林委員でしたかね、言ったように、こういうことはやっぱりだめですよ、こういうことは経験した関係ではあきませんよと、そういうことで常任委員会に広げていくという。でないと、提言だけする場で、そしたらその実際が今度やっていく常任委員会の人らも、いろいろな考え方で戸惑うと。

それと、なぜ今年度で、もう1回でもやってみようかというのは、今年度というのは、その提案しているというか、継続審議をうっている課題ですので、今のままでしたら、そのマニュアルを作るにも、1回も何もやってないのに、絵を書いてそれを提言しますと言っても、受けるほうもやっぱり難儀する。だから、1回経験を積んできて、1回じゃない、本来は何回もいろいろな場所をやりたいんです。だけど、日程的には無理だろうということで、先ほど1回か2回しか無理だなと。

これがね、当初から、以前に、19年に常任委員会は2年っていう条例も改正していました。だけど、事情があって1年に、もうその1年後に変えられたということで、私は理解しているんですがね。やはり2年間の常任委員会があれば、もう少し委員会の任期があれば、もう少しそうして落ち着いたっていうんですか、ゆったりとしたいろんなことを想定しながらものができるのかもわかりません。だけど、それは時間があればできるんじゃなくて、やはり1回試してみなかったら、そういうマニュアルはできてこない。私はそのように思っています。だから、急い

でいる理由はそこなんです。まあ、そういうことも理解してもらいたいなと、そのように思います。 嶋田委員。

嶋田委員

議会運営委員会は、今年度で終わりやなしに来年度も、議会運営委員会というのはありますんでね。今年度で提言し、それで来年度実施し、またその意見を持ち寄って来年度の議会運営委員会で、ああ、ここはこうやな、ああやなとそういうことのほうが、よりわかりやすいことになってこようかと思いますんでね。僕は、拙速すぎると思います。

委員長

それはまあ、嶋田委員の考え方と、私のあれが違うということなんで すがね。私は全てね、こういうこと言ったら失礼ですけどね、机上の空 論、想定だけで物事を作ってはだめだと思うんです。やっぱり、プラン はもう立てたんですよ。だから実行しとかんなら、プランをそのまま見 せるだけでは、引き継いでいくだけでは、プランのままで終わってしま うんです。やっぱり実行という形をとる。プランは皆これでまとめる。 これはすぐにもう実行する。だから、昨日総務委員会でも配布された、 あれは、冊子ね、ちょっと名前忘れた、それにも書いています。PDC Aですよ。その方式を実行に移して、アクション、PDCA、チェック、 アクション、これを繰り返していくんです。それがなかったら、なんら 活性化は図ってこられないんです。そのことはしっかりと私は言いたい し、皆さんにもそういうことを認識してもらいたい、いうことなんです。 そういうことはまたいろいろな議論の中でやっていかなければいけない と思いますけど、この3つ目の各種団体の意見交換についても、これか らも議論させてもらいながら、私は今、小林委員がおっしゃってくれは ったことが、これからの町議会のことについても、やはり活性化を図る 上で重要な意見だと受け止めていますので、ぜひともそういう形をとっ ていきたいと、そのように思います。

じゃあ、この3つ目のことについても、一応、これで終わっておきます。 木澤委員。

木澤委員 いろいろ意見聞かせてもらっていると、なかなか今の段階で議運とし

て行っていくということについては難しいのかなと。ただまあ、やって みないとわからない部分があるとおっしゃる委員もいらっしゃいます し、位置付けについてはきょうちょっとここでもう議論できないですし、 すぐにも決まらないでしょうから、もしやるんであれば議員有志でやっ ていただくという形でしかちょっととれないのかなというふうには思っ たんですけども。

それでまあ、そのテーマについても、委員長のほうから、議会のあるべき姿を求めて、今、議運でも議論をしていると。議会改革についてはこういうことをやっていますというのを懇談先の団体の皆さまに知っていただいて、意見をいただくというのと、議会だよりを持ってきていただいて、その中からもいろいろ質問をいただくということで、テーマとしては議会のことを知っていただくという中でテーマを出していただきましたんで、それでまあ懇談は、申し入れはできるかなというふうに思うんですけども、その位置付けについて、ちょっと定まらない中でね、議会運営委員会としてやるのが、今の段階では難しいのかなというふうには感じているんですけども。

委員長 中西議長。

議 長 今、せやから、副委員長言わはったのもわかりますねんけどね、伴さんのほうから、そういう方向で進んでいったら、そういう勉強会、そういう形になっていかへんのと違うかという意見出ている中で、そういう形で進めていくのは、ちょっとどうかなと思います。その辺もうちょっと調整してもらわんと。

委員長 小林委員。

小林委員 昨年、議会基本条例作られたところでも、結構ほとんどのところが住 民懇談会開いていると言っているけれども、なんか議会報告会という形 のところが意外と多いんです。そういう中でやられると、どうしても住 民さんのほうから逆に、言い換えるとやっぱり反感が買う。新しい基本 条例ができて、住民さんは期待される、ところが議会としては議会報告会しかしないというのは、なかなか、何のための議会基本条例であって、何のための懇談会なのかということで、逆になんか意外と住民さんから反感を買うことが多いみたいですので、そうなってくるとやっぱり、伴委員がおっしゃったように、どうするねんということじゃないですけれども、僕的にはやっぱりただの議会のこういうことが決まりましたよという報告会じゃなくて、懇談会という方向性で調節していただきたいなというふうには思っています。

委員長

ちょっとあまり時間ないのでね、同じことばかり繰り返しているよう に思いますのでね。また次の時にこの件についても議論させていただき たいというように思います。

ある程度の方針を皆さんに理解してもらって、委員長、副委員長に一任しますということを言ってもらえると思っていたんですが、ちょっと それも無理みたいな話だし。

私としては、全く、これらのテーマをあげてしっかり議論して実行に 移そうとしているんですが、それを委員会として実行することは拙速だ という、そういう意見もありますので。何のためにこれを議論してきた かということに対しては、私はもう残念で仕方ないですし、また、今も 議長からも、副委員長のまとめていこうとする話にいろいろな話も言っ てもらったけどね、私はあくまでも議会運営委員会でいろいろな活性化 も図っていこうと、今一番問題のあること、やはり住民の皆さんに、議 員と、議会というものを認識してもらおうやと、その努力をしなければ いけない。そして、その模範となるように、議会運営委員会はこれをテ ーマにあげて行動を起こそうとしている。だから、先ほど副委員長が言 ったけど、有志だけでやったらどうやということは、私はちょっと。ち ょっとそれは何かマイナスだなと。そういう、個人の議員でやっていく、 それは個人が地元へ入って説明会をしたり、なんやかやしている、まあ 言うたら議員活動を報告しているという形になる。議会がそういう地元 へ入るという、それも早く入っていかなければ、なんぼでも、いつまで も入れないんだと。その状態が続いているから、いろいろな議会不信と

かそういうことにも達してくるんだと、私はそのように考えていますのでね。もっと議会として行動してもらいたい。議員としてね、町政報告をするというのは、個人プレーなんですよ。それでは、その議会というものを理解してもらっているんじゃないんです。そして、その議員さんの性格だけが浮き彫りにされてくるだけのことであって、何もそれがグループであっても、私は避けていきたい。そのために、議会運営委員会でそういうことを行動を起こそうとしていますんで、その点もまたよろしくお願いしておきます。

それで、ちょっと急ぎますけど、次の、議員同士の意見交換会や勉強 会の開催についても議題といたしますが、この点も、また次回の時に掘 り下げていきたいと思います。

以上で、3のあるべき議会像を求めて一議員の資質向上についてを終わります。

それで、続いて、4番の先進地視察についてを議題といたします。

8月の委員会終了後に、皆さんのご意見をお聞きする中で、兵庫県太 子町議会に視察してはどうかということでしたので、事務局から太子町 のほうに連絡をとってもらっております。

まず、その結果について、事務局から報告を受けたいと思いますので、 報告してください。 藤原議会事務局長。

議会事務 局長

それでは、兵庫県太子町のほうに視察のお願いをしておりますので、 その経緯と状況について、ご報告をさせていただきます。

8月の委員会終了後、委員長とご相談をさせていただき、早速、兵庫 県太子町の議会事務局へ、10月の21日から25日ぐらいの間で、視察に伺わせていただきたい旨を電話連絡させていただきました。視察のテーマにつきましては、常任委員会の複数所属について、また、議会運営全般について視察をさせていただき、あわせて、意見交換をさせていただければというふうにお伝えをさせていただいております。また、斑鳩町と兵庫県太子町は、友好都市でありますが、これまで議会の交流がございませんでしたことから、あわせて議会の交流をさせていただければというふうにもお願いをいたしました。 太子町の議会事務局長さんとお話をさせていただいたところなんですが、議長さんや議会運営委員長さんとご相談の上、返事をしたいとのことでございました。

後日、局長さんからお電話がございまして、議会運営委員長さんにお 伝えをしたところ、議会運営委員会の皆さんとご相談をしたいというこ とで、20日が太子町の定例会の最終日となり、この本会議終了後に議 会運営委員会を開催するので、そこで委員皆さんとご相談のうえ、返事 をさせていただきたいということでございました。

ちょうど明日になりますけども、議会運営委員会になりますので、現 在のところ太子町のお返事をお待ちしているという状況でございます。

そのような状況でございますので、視察受諾のお返事もいただけていないというようなことでございまして、本日お配りをいたしております視察計画書案は、視察日を記載していないものをお配りさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、簡単ですがご報告とさせていただきます。

委員長

ありがとうございます。

ただいま局長から報告がありましたように、兵庫県太子町からの返事 待ちということですので、きょうのところは、この視察日が入っていな い視察計画書について、視察日以外の事項について委員皆さんの了承を いただいておければと思います。

視察計画書については、最終日までに議長に提出すればよいものですので、後日、太子町から受諾の返事がいただければ、先方のご希望もお聞きして、副委員長とも相談の上、視察日を決定し、議長に視察計画書を提出したいと思います。

この件に関して、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

何か聞いておきたいこととか、意見とかございませんか。嶋田委員。

嶋田委員

もしか承諾が得られなかった場合はどのように。

委員長

最終日までに返事が来なかった場合、議長に提出することできませんので。ただ、次の、12月から3月議会の間にも、もし、返事が来なくてこれの提出間に合わなかった場合は、そういうことも考えてますねんけどね。ここへ行こうというのは、皆さんの、それであってると思うんですよ。今から、9月議会、12月議会に視察先を探すと、返事がないとか断られて探すとか、それはちょっと不可能だと思いますのでね、弾力性を持っての提案です。内容的にはこれがいいのかなと。日を設定できるのを、期待してますねんけどね。もしものことがあったらそういう具合に扱っていきたいと思いますので、また報告させてもらいます。

他にございませんか。

(な し)

委員長

それでは、先進地視察計画書につきましては、あらためて議長に提出 をいたします。

議長には、よろしくお願いいたします。

次に、(5)参加派遣計画書についてを議題といたします。

お手元に参加派遣計画書案をお配りしておりますので、これについて 事務局から説明してください。 藤原議会事務局長。

議会事務局長

お手元にお配りをしております参加派遣計画書をごらんいただきたいと思います。

11月の8日、金曜日、午後1時30分から、いかるがホールにおいて、生駒郡町村議会議員研修会が開催をされます。全議員のご参加をお願いをいたしたいと思います。

裏面をごらんいただきたいと思います。研修会の内容でございますけれども、演題といたしまして、「助かる命を守る共助〜地域防災はじめの一歩〜」と題しまして、市民防災ラボ代表の玉木貴氏に講演をいただ

くことになっております。

簡単に講演内容を申しあげますと、災害時の共助のために、地域防災において特に必要となります、地域に合った対策の共通認識、助かる命を守る救出救護などを中心に講演いただくこととなっております。

以上、簡単ですがご説明とさせていただきます。

委員長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何か質疑、ご意見がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

(なし)

委員長

それでは、生駒郡議長会主催の議員研修会への参加については、お手元の参加派遣計画書のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長には、議員派遣の手続きをとっていただきますよう、お願いいた します。

なお、議員派遣につきましては、斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の第19条です。ここに、「議員が、各種研修会等に参加しようとするときは、参加派遣計画書を議長に提出し、議会の議決を得なければならない。」と規定されておりますが、これまで、各種研修会等の派遣に関しては、要綱どおりの議会の議決をとってこなかったのが実状です。今回、このこともわかりました。

この要綱どおり運用しなければならないのは当然のことですので、今回からは、きちっと議会の議決の手続きをとりたいと思っております。

また、初日に決定した議事日程には、これが日程には入っておりませんので、追加日程に付け加えていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、要綱どおり手続きをとらせていただきます。

なお、この要綱のその後、20条に議長の専決事項として議会の、議会運営委員会に諮り決裁することができるという項目が入っておりまして、これについては、今後いろいろ検討していきたいと、この機会に。と言いますのは、この要綱の改正については、議長の諮問により議会運営委員会で審査、決定しと、全員協議会へという、21条にそのように規定されていますし、この議長の専決事項でね、議会運営委員会に諮りということが、私は、守っていけるんかなという不安があるんです。そのことも皆さんの、次回から、またいろいろな意見をお聞きして、改正すべきところは改正しようかなと、そのように思っていますので、また皆さんも、この20条についても、また全体ね、この要綱の全体についても少し目を通していただければありがたいなと思います。これはまあ次回から議論させていただきたいと思っています。

協議事項については、以上で終わります。

次に、3. その他についてを議題といたします。

何か、ご意見等ございましたらお受けいたします。よろしいですか。

(な し)

委員長

それでは、継続審査についてを、次、お諮りいたします。

継続審査につきましては、お手元にお配りしております、閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをと

っていただきますようお願いいたします。

議長のほうから何か報告は。

(なし)

委員長事務局からは。

(なし)

委員長 それでは、その他についても以上で終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

委員長報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、これをもって議会運営委員会を閉会といたします。 ご苦労さまでした。

(午後 0時02分 閉会)